

防衛省訓令第94号

旧賠償機器返還処理に関する訓令を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

旧賠償機器返還処理に関する訓令

改正 令和元年6月20日省訓第8号

令和2年12月28日省訓第67号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 返還手続（第3条－第10条）

第3章 引取費の補償（第11条－第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、旧賠償機器が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（以下「駐留軍」という。）から返還されるとき処理手続及び民有機器の

引取費の補償処理手続について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 旧賠償機器 私有軍需工場の賠償指定に関する覚書（昭和21年8月13日付けSCAPIN第1134号）、日本の航空機工場、造兵廠及び研究所の管理並びに保護維持に関する覚書（昭和21年1月20日付けSCAPIN第629号）等により賠償指定を受けた機械器具のうち、駐留軍に引き続き正規の提供手続がとられないまま占有されているものをいう。

(2) 民有機器 旧賠償機器のうち、その所有者が国以外の者であるものをいう。

(3) 国有機器 旧賠償機器のうち、その所有者が国であるものをいう。ただし、終戦処理事業費により買上補償済みの旧賠償機器を除く。

## 第 2 章 返還手続

(所有者の確認)

第 3 条 地方防衛局長（東海防衛支局長を含む。以下同じ。）は、駐留軍から旧賠償機器の返還に係る SHIPPING・ドキュメント（DD 様式 1 1 4 9 - 4）その他の伝票（以下「返還書」という。）を受領したときは、遅滞なく、旧賠償機器の型式、寸法、製造業者名、製造年月日、製造番号等をワーク・シート、インベントリー・シートその他の資料と照合し、必要と認めるときは、関係地方防衛局（東海防衛支局を含む。以下同じ。）又は管内に所在する関係省庁出先機関若しくは関係所有者等に照会し、旧賠償機器の所有者（国有機器については、所管省庁出先機関）を確認するものとする。

2 地方防衛局長は、駐留軍から返還される旧賠償機器のコード番号、インベントリー番号等が不明のため、所有者の確認が困難又は不可能と認めたときは、遅滞なく、駐留軍に対し、当該機器の賠償指定の時期、場

所その他必要と認める事項について調査を依頼するものとする。

(引渡通知)

第4条 地方防衛局長は、旧賠償機器の所有者（国有機器については所管省庁出先機関）を確認したときは、民有機器については、別記第1号様式による旧賠償機器（民有）引渡通知書に、返還書及び別記第2号様式による旧賠償機器（民有）受領書を添付の上、これを所有者に、国有機器については、別記第3号様式による旧賠償機器（国有）引渡通知書に、返還書を添付して所管省庁出先機関に送付するものとする。

(民有機器の受領及び引渡し)

第5条 地方防衛局長は、駐留軍から民有機器の返還を受けるときは、当該機器の所在する場所において所有者立会いの上、駐留軍の責任者から当該機器を受領し、その受領の日の日付をもって返還書に署名の上、駐留軍の責任者に交付するものとする。

2 地方防衛局長は、前項の規定により民有機器を受領

したときは、直ちに、その現状を確認し、所有者から旧賠償機器（私有）受領書を提出させた上、当該機器を所有者に引き渡すものとする。

- 3 地方防衛局長は、前項の規定により引き渡した私有機器に、き損、欠品その他の形質の変更が認められたときは、別記第4号様式による旧賠償機器現状確認書を作成し、所有者に記名を求め、所有者に交付するものとする。

（国有機器引渡しの際の立会い）

第6条 地方防衛局長は、所管省庁出先機関の受領責任者が駐留軍から国有機器の引渡しを受けるときは、地方防衛局職員をして、これに立ち合わせるものとする。

- 2 地方防衛局長は、前項の引渡しがあったときは、当該受領責任者が署名した返還書の提出を受けなければならない。

（保管）

第7条 地方防衛局長は、駐留軍から返還される旧賠償機器について所有者の確認ができないため、駐留軍か

ら返還書を受領した日から55日以内に所有者に引き渡すことができないと認めるときは、前2条の規定にかかわらず、駐留軍の責任者から当該機器を受領し、受領の日の日付をもって返還書に署名の上、駐留軍の責任者に交付し、当該機器を地方防衛局の管理に係る場所に保管するものとする。

(保管機器の引渡し等)

第8条 前条の規定による保管に係る機器（以下「保管機器」という。）の所有者を確認したときは、私有機器については、その現状を確認し、所有者から旧賠償機器（私有）受領書を提出させ、国有機器については、所管省庁出先機関の受領責任者から受領書の提出を受け、当該機器を保管場所において引き渡すものとする。

2 第4条の規定は保管機器の所有者を確認した場合について、第5条第3項の規定は前項の規定により引き渡した私有機器について準用する。

(所有者不明機器等の処理)

第9条 地方防衛局長は、第2条第3号ただし書の旧賠

償機器及び所有者を確認することができない旧賠償機器については、防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛省訓令第115号）別表第1に規定する返還物品として処理するものとする。

（報告）

第10条 地方防衛局長は、毎月、旧賠償機器の返還処理状況について、別記第5号様式による旧賠償機器返還処理状況報告書を作成の上返還書の写しを添付し、これを翌月10日までに地方協力局長に提出するものとする。

2 地方防衛局長は、保管機器について、その保管の都度、当該機器の明細書を添付し、地方協力局長に報告するものとする。

### 第3章 引取費の補償

（引取費の補償）

第11条 民有機器の引渡しを受けた所有者が当該機器を引渡しを受けた場所から搬出したときは、当該所有者の申請により、その搬出に要する費用を引取費とし

て補償するものとする。

- 2 引取費は、撤去解体費、こん包費、引渡しを受けた場所から当該機器が賠償指定を受けた場所（搬出した場所が賠償指定を受けた場所より近いときは、搬出した場所）までの輸送費その他の搬出に要する費用の合計額とする。ただし、引渡しを受けた場所における当該機器の時価を超えてはならない。
- 3 引取費の評価時期は、引渡しの日とする。
- 4 当該機器の据付けにおいて、コンクリート基礎は、旧基礎の評価額を減価償却した評価額をもって引取費に計上する。この場合における基礎の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第2の機械の耐用年数を用いる。
- 5 役務費には輸送費の引取作業用機具類の損料、消耗品及び仮設損料を計上する。
- 6 引取りに要する諸経費は、労務費、資材費及び諸役務費の合計額に応じて算出する。

（申請書の提出）



第 1 2 条 地方防衛局長は、引取費の補償を受けようとする者に、別記第 6 号様式による旧賠償機器引取費補償申請書（以下「申請書」という。）を提出させるものとする。

（引取費補償調書の作成）

第 1 3 条 地方防衛局長は、前条の規定により申請書を提出させたときは、第 1 1 条の規定により引取費を算定し、別記第 7 号様式による旧賠償機器引取費補償調書を作成するものとする。

（協議）

第 1 4 条 地方防衛局長は、引取費の補償額を算定したときは、申請書及び旧賠償機器引取費補償調書を添付の上、防衛大臣に協議するものとする。

（補償額の決定）

第 1 5 条 防衛大臣は、前条の規定による協議を受けたときは、これを審査の上、補償額を決定し、地方防衛局長に通知するものとする。

（補償額の決定通知）

第16条 地方防衛局長は、前条の規定による通知を受けたときは、別記第8号様式による旧賠償機器引取補償額決定通知書に、別記第9号様式による旧賠償機器引取費補償契約書を添付し、これを申請者に送付するものとする。

(補償契約及び支払)

第17条 地方防衛局長は、申請者が補償額に同意したときは、旧賠償機器引取費補償契約書により補償契約を締結し、支払のための必要な措置を採るものとする。

2 地方防衛局長は、前項の支払が終了したときは、その旨、防衛大臣に報告するものとする。

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月28日省訓第67号) (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

( 1 ) ・ ( 2 ) ( 略 )

( 経過措置 )

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式 ( 次項において「旧様式」という。 ) により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記第1号様式（第4条関係）

旧賠償機器（民有）引渡通知書

文 書 番 号  
令和 年 月 日

殿

防衛局長  
東海防衛支局長

貴社所有の機器が駐留軍から返還の予告があったので、下記により機器の受領に出向願います。

記

機 器 名 数 量	添付書類のREQUISITION AND INVOICE/SHIPPING DOCUMENTのとおり
SHIPPING DOCUMENT 受 付 年 月 日	
引 渡 年 月 日	
引 渡 場 所	
出向日時及び場所	
引 渡 担 当 者	

- 1 返還機器は、貴社において引取り（現地売却を含む。）の実施をするものとし、令和 年 月 日までに引渡場所から搬出を完了すること。
- 2 返還機器の引取りに要した経費については、適正価額を補償することになっているので、補償申請を行うときは、当部 課に連絡すること。
- 3 返還機器の確認のため必要あるので、当該機器が旧連合軍に接收されたことを示す証拠書類及び賠償指定評価調書（もしないときは、これに代わる機器の規格の詳細を記載した書類）を提出すること。
- 4 受領のため出向するときは、添付書類の受領書に記名の上提出すること。  
なお、代理人を出向させるときは、委任状をも提出すること。
- 5 指定期日に出向できないときは、当局に指定の日の2日前までにその理由及び希望出向日を連絡すること。

添付書類：1 Requisition and Invoice / Shipping Document  
2 旧賠償機器（民有）返還受領書

備考 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とする。

別記第2号様式（第4条関係）

旧賠償機器（民有）受領書

令和 年 月 日

防衛局長  
東海防衛支局長 殿

受領場所

住 所

氏 名

受領者名

引渡担当官

官職氏名

令和 年 月 日付け 号旧賠償機器（民有）引渡通知書による下記機器を受領した。

記

整理番号	コード、インベントリー番号	機器名	規格、寸法、形式	数 量	備 考

注：摘要欄には、機器の状態（異常なしその他）及び「旧賠償機器現状確認書」添付のものはその旨記入すること。

備考 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とする。

別記第3号様式（第4条関係）

旧賠償機器（国有）引渡通知書

文 書 番 号  
令和 年 月 日

殿

防衛局長  
東海防衛支局長

貴省庁所有の機器が駐留軍から返還の予告があったので、下記により機器の受領に出向願いたい。

記

機 器 名 数 量	添付書類のREQUISITION AND INVOICE/SHIPPING DOCUMENTのとおり
SHIPPING DOCUMENT 受 付 年 月 日	
引 渡 年 月 日	
引 渡 場 所	
出向日時及び場所	
引 渡 担 当 者	

- 1 返還機器は、貴省庁において引取り（現地売却を含む。）の実施をするものとし、令和 年 月 日までに引渡場所から搬出を完了すること。
- 2 引渡期日に出向できないときは、当局にその期日の2日前までにその理由及び希望出向日を連絡すること。

添付書類：Requisition and Invoice / Shipping Document

備考 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とする。

別記第4号様式（第5条関係）

旧賠償機器現状確認書

駐留軍から返還された旧賠償機器をその所有者と立会いの所有者の代理人  
上調査し、下記のとおり現状を双方確認したので、これを証するため確認書を作成し、各自保有する。

令和 年 月 日

確認者官職氏名  
受領立会者氏名

記

所有者住所氏名			
調査実施場所			
現状確認機器台数			
整理番号	コード、インベントリー番号	機器名、規格、寸法	返還時の機器の状態

- 注：1 機器の名称、規格等は、賠償指定機械評価調書4～23欄の必要事項を記入すること。ただし、評価調書がないときは、所有者の資料等により調査すること。
- 2 き損、欠品の状態は、詳細に記入し、要すれば略図をもってその状態を明らかにすること。
- 3 賠償指定時に比較し、明らかに価値を増加しているときも記入すること。特にボイラー等の付属品については、その状態を明細に記入すること。
- 4 後日補償のときに必要とするので、適宜別紙によりき損、欠品復旧修理費及び価値増減額を積算の上、保管しておくこと。

備考 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とする。

別記第5号様式（第10条関係）

旧賠償機器返還処理状況報告書（ 月分）

令和 年 月 日  
防衛局  
東海防衛支局

返 還 部隊名	INVO ICE No.	区分	ITEM		数 量		INVOICE 署名年月日	所有者 照会月日	引渡場所	引取月日	処 理 月 日			備 考
			機械	器具	機械	器具					所管省庁 引渡費	民間所有 引渡費	売却 却分	
					台	点								
計														

注：1 処理月日を基準として当該月分を記入すること。  
2 区分欄には、国有、民有、所有権不明の別を記入すること。  
備考 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とする。



別記第6号様式（第12条関係）

旧賠償機器引取費補償申請書

令和 年 月 日

防衛局長  
東海防衛支局長 殿

申請者 住所  
氏名

令和 年 月 日付け 号旧賠償機器（民有）引渡通知書に係る旧賠償機器引取費の補償を下記により申請する。

記

機器の返還場所									
機器の賠償指定を受けた場所									
機器の引取場所									
利用運送・荷造機関									
発 送 地		経 路		到着地		トラック輸送 キロ程			
発送駅名及び小 運送キロ程				発着駅名及び 小運送キロ程				鉄道貨物 キロ程	
引 取 り を 要 す る 機 器 の 明 細	整理 番号	コード、イ ンベント リー番号	機器名及び 規格	数 量	重 量	寸 法	才 積	備考	

- 注：1 利用運送・荷造機関欄には、会社名を記入すること。  
2 トラック運送のときは、トラック輸送キロ程欄に、鉄道輸送のときは鉄道貨物キロ程欄に記入すること。  
3 機器の取引場所が賠償指定を受けた場所と異なるときはその理由を備考欄に記入すること。

備考 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とする。

別記第7号様式（第13条関係）

旧賠償機器引取費補償調書

防衛局  
東海防衛支局 引取費補償算定額 円

引取費補償申請者		補償申請書日付及び番号		材料及び労務費の単価、トラック運賃 その他の算定の説明										令和 年 月 日		部 長											
返還通知書日付及び番号		機器返還引渡年月日												令和 年 月 日		課 長											
機器の返還場所		機器搬出完了年月日												令和 年 月 日		補 佐											
機器の賠償指定を受けた場所		利用運送機関												令和 年 月 日		係 長											
機器の引取場所		利用荷造機関												令和 年 月 日		算定担当所属 官職氏名											
発 送 地		経路	到着地	トラック輸 送キロ程																							
発送駅名及び小運送キロ程		到着駅名及び 小運送キロ程	鉄道貨物 キロ程																								
整 理 番 号	コード、イン ベントリー番 号	機器名 称規格	数量	重量	才積	使用 車両	こん包費				労務費				トラック 運賃	通運料金			鉄道 運賃	その 他	計	諸経 費	合計	機器 の時価	備考		
							材料	材料 費	労務 費	小計	撤去 解体	場内 運搬	トラ ック 積卸	貨車 積卸		小計	取扱 料	貨車 積卸 料								集貨配 達料	
合計																											

- 注：1 本書の各欄は、すべて査定の対象となるものを記入すること。  
 2 賠償指定を受けた場所までの費用をもって打切査定したときは、その旨及び実際の引取場所、経路等を備考欄に記入すること。  
 3 利用運送機関欄には、会社名を記入すること。  
 4 トラック輸送のときは、トラック輸送キロ程に、鉄道輸送のときは鉄道貨物キロ程欄に記入すること。  
 5 その他欄には、機械器具損料その他を記入し、内容を説明する。

別記第8号様式（第16条関係）

旧賠償機器引取費補償額決定通知書

文書番号  
令和 年 月 日

殿

防衛局長  
東海防衛支局長

令和 年 月 日付け貴社申請の旧賠償機器引取費の補償金は¥ \_\_\_\_\_  
と決定したので通知します。

この金額に異議のないときは、同封の補償契約書に記名押印の上1通を提出願います。

別記第9号様式（第16条関係）

契約番号

旧賠償機器引取費補償契約書

旧賠償機器引取費の補償について、  
を甲とし、国を乙として  
次の条項により契約を締結する。

**第1条** 乙は、令和 年 月 日付け甲の旧賠償機器引取費補償申請書に係る引取費の補償金として金 円を甲に支払う。

**第2条** 甲は、本契約に基づく補償金受領後は、当該機器の引取費については、将来において一切補償の請求を行わない。

**第3条** 乙は、補償金を支払った以後において甲に不正の事実があったときは、いつでも補償金の全部又は一部を甲から返納させることができる。

本契約を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日  
甲 住所  
氏名 ⑩  
乙 国  
支出負担行為担当官  
官職  
氏名 ⑩

備考 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とする。